

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定による資金管理団体の指定の取消及び同項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和8年3月25日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長峰 宏芳

（令和8年1月1日～1月31日受理分。記載順序は五十音順。）

1 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
新井 兼	新井けん後援会	令和7年12月31日
粂田 平一郎	粂田平一郎後援会	令和7年12月31日
佐藤 建太郎	草加を笑顔と優しさでいっぱいにする会	令和7年12月31日
高橋 稔裕	みのりの会	令和7年5月19日

2 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
頓所 澄江	睦会	令和7年12月31日
中村 梨香	中村りか後援会	令和7年12月31日